CO_2 SHIFT事業を活用して 建物を省エネ化しませんか

SHIFT事業でできること

建物の省エネ改修計画が立てられます! **1**

エネルギー使用状況とその課題を整理し、施設の省エネ化に向けた具体的な対策を策定します。 計画策定は、専門家への業務委託にて実施します。

(2) 省エネ改修に補助金が支給されます!

空調・換気設備、工場の生産設備などの導入費に補助金が支給されます。

補助金支給額

① 省工ネ改修計画:業務委託料の1/2、上限額100万円

② 省工ネ改修 :設備導入費の1/3、上限額5億円

SHIFT事業は実績豊富な 備前グリーンエネルギーにお任せください



【支援内容】

- 省エネ改修計画を策定
- 省エネ改修時の補助事業支援

【実績】

省エネ改修計画 :36件

補助事業支援 :35件

※本補助事業以外の同様な業務の実績も含みます(過去5年間)。

委託費用の目安

・省工ネ改修計画:100万円/件、補助事業支援:補助金額の20%

より採択可能性の 高い応募書類を

作成します

※補助事業支援(省エネ改修)の委託費用は150万円以上よりお受けします (成功報酬制)。

事業の流れ



補助事業活用に向いている工場・事業者様

● 中規模の工場・事業場(年間CO2排出量50t~3,000t-CO2)で

事業所全体の省エネ改修を予定している方

(事業所全体で15%以上の省エネができれば応募できます) または、

空調やボイラの一括更新を予定している方

(空調やボイラだけで30%以上の省エネができれば応募できます)

※複数ある空調やボイラの一部分だけの更新では採択は難しいです。

応募に際してご準備いただく資料

● 3年間分(H29年度~R元年度)のエネルギー使用量、竣工図面(設備機器表含む)、 設備の使用時間

留意事項

- ※①②共に、直近2期の決算において、連続の債務超過(貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス)が ない必要があります。
- ※①②共に事業完了後、3年間実施状況の報告義務があります。
- ※①②共に交付決定日前に発注された事業は補助対象には認められません
- ※②については事業完了後、CO2削減目標が未達の場合はCO2排出枠を購入する必要があります。
- ※②についてはCO2排出量の第三者検証費用が別途必要です。

お問い合わせはお早めに!

補助事業の締切

①省工ネ改修計画

: 令和4年6月20日

②省工ネ改修

: (1次)令和4年5月20日、(2次)令和4年9月



備前グリーンエネルギー株式会社

TEL:0869-63-3600 FAX:0869-63-6500 E-mail: goto@bizen-greenenergy.co.jp